

IFRS industry insights

新 IFRS 第 9 号一般ヘッジ会計モデルの コンシューマー・ビジネス業への影響

要点

- 国際会計基準審議会 (IASB) は、新しい一般ヘッジ会計モデルを含む、IFRS 第 9 号「金融商品」の修正を公表した。
- IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号「金融商品: 認識及び測定」を置換えることになっている。しかし、IFRS 第 9 号の発効日は未だ決定していない。当面の間、IFRS 第 9 号は早期適用が利用可能である(ただし、各国のエンドースメントの要求事項に従う)。
- 新しい一般ヘッジ会計モデルは、企業が、より多くの状況においてヘッジ会計を適用することにより、純損益および貸借対照表の変動性を減らすことができるようになる。会計処理の変更によって、いくつかの会社は、IAS 第 39 号の要求事項により、制限されてきたかもしれないリスク管理活動の見直しを促進することが予想される。

何が起こったか?

IASB は、新しい一般ヘッジ会計モデルを含めるよう、IFRS 第 9 号の修正を公表した。IASB における新しいモデルの目的は、リスク管理とより密接に合わせ、結果として、財務諸表利用者にとってより有用な情報となることである。要求事項は、IAS 第 39 号よりもルールベースの程度を抑え、会社が、IAS 第 39 号の要求事項から生じ得る利益の変動性を軽減するより多くの機会を与える。

コンシューマー・ビジネス業における焦点のポイント

コンシューマー・ビジネス業に影響を与えるいくつかの主要な分野を下記にハイライトしている。

リスク要素(risk components)のヘッジ

新しい要求事項は、ヘッジ会計が適格となる経済的ヘッジの範囲を広げる。コンシューマー・ビジネス業にとって、リスク要素(risk component)をヘッジする際に、ヘッジ会計を達成するより多くの機会を与える。IAS 第 39 号は、非金融商品項目のヘッジ会計を、外国為替リスクまたはすべての価格リスク(または外国為替リスクを除くすべての価格リスク)のヘッジに限定する。そのため、企業が、リスク要素(例えば、オペレーティング・リースのインフレーション要素または輸送契約の燃料要素)のみをヘッジしている場合、当該要素について単独でヘッジ会計を適用することはできない。新しい要求事項では、非金融商品項目のリスク要素が、「独立に識別可能で信頼性をもって測定可能」である場合には適格である(これに当てはまるのは、通常、契約上明示されている場合であるが、明示されていないリスク要素に適用することもできる)。ヘッジされているリスクとヘッジ・デリバティブとのより密接な統合が可能になることにより、結果として、より安定した純損益をもたらすはずである。

オプション契約でのヘッジ

新しい基準では、ヘッジ手段として指定されたオプション契約の会計処理は、IAS 第 39 号よりも純損益における変動が少なくなる。

新しい要求事項は、コモディティの価格リスク、金利リスクおよび外国為替リスクのヘッジを含む、さまざまなシンプルな(vanilla)オプション契約およびストラクチャード・オプション契約に適用される。IFRS 第 9 号は、変動の可能性があるオプションの時間的価値の変動を、その他の包括利益に当初認識し、その後、より予測可能なベースで、純損益に認識することを要求する(例えば、ヘッジの存続期間にわたって償却する、または、ヘッジ対象が純損益に影響する際に単一の金額で認識するなど)。

合成のエクスポージャー(synthetic exposures)

IAS 第 39 号とは対照的に、IFRS 第 9 号では、デリバティブを含むエクスポージャー(すなわち、合成のエクスポージャー(synthetic exposures))は、適格なヘッジ対象として指定可能である。例えば、英国ポンドの企業において、外貨金利および元本を英国ポンドに換算するクロスカレンシー金利スワップ(CCIRS)を使用して、外国債が発行される際に外国為替リスクをヘッジする、外国債発行の予定取引を考える。IAS 第 39 号とは異なり、本提案は、ヘッジ対象がデリバティブ(すなわち、CCIRS)を含んでいても、合成した英国ポンドの負債発行の予定取引を、UK LIBOR 金利リスクのヘッジ前(pre-hedge)におけるヘッジ対象として扱うことを許容している。この変更は、そのようなヘッジの有効性を高め、実務上、ヘッジ会計をより達成可能にする。

有効性テスト

ヘッジ会計の関係は、IAS 第 39 号において、事前の予想(pro prospective)と過去の実績(retrospective)の有効性のテストについて、現在要求されている 80%から 125%の相殺要件を満たす必要はない。代わりに、企業は、将来に向かって(pro prospective basis)、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に「経済的関係」が存在することを証明する必要がある。これは、ヘッジ会計の要求事項に従うことの負担を減らすことになる。IFRS 第 9 号では、各ヘッジ期間の期首に経済的関係が存在する場合、その期末に、実際のヘッジの非有効部分が金額に関係なく測定される。例えば、ヘッジが 60%だけ有効な場合、その 60%を有効部分として計上する(80%から 125%の範囲外のため、ヘッジ会計は適用しないという IAS 第 39 号とは異なる)。この変更は、結果として、より多くのヘッジ関係をヘッジ会計に適格とし得る(特に要求事項に対する他の変更と合わせた際に)。

会計方針の選択

IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を見直すにあたり、IASB は、プロジェクトを 2 つの要素に分けた。(1) 一般ヘッジ会計および(2) ポートフォリオ(または「マクロ」)・ヘッジ会計である。マクロ・ヘッジ会計は、主に、金利リスクをヘッジする際に金融機関によって適用される。IASB のマクロ・ヘッジ・プロジェクトは、未だ継続中であり、2013 年の終わりに、ディスカッション・ペーパーを公表予定である^{*1)}。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、「standard of excellence」となることを目指しています。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

IASB が、新しいマクロ・ヘッジ・モデルを開発している間、すべての IFRS 第 9 号の適用企業は、IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を適用し続ける選択権を有する(すなわち、IFRS 第 9 号における会計方針の選択として)。

^{*1)} 2013 年 12 月 17 日付けの IASB のワークプランによれば、マクロ・ヘッジ会計のディスカッション・ペーパーの公表は、2014 年第一四半期を予定している。

時期

IFRS 第 9 号が完成していないため、IFRS 第 9 号の強制発効日はまだ決定していない。IASB は、IFRS 第 9 号に含める新しい減損モデルを開発中であり、また IFRS 第 9 号の現行の分類及び測定の要求事項を修正中である。IFRS 第 9 号が完成すれば、IASB は強制発効日を設定する^{*2)}。当面の間、当該基準は早期適用が可能である(ただし、各国のエンドースメントの要求事項に従う)。

^{*2)} 2013 年 11 月の IASB 会議で、IASB は IFRS 第 9 号の強制発効日は 2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度よりも早くはならないことを暫定的に決定した。

今検討すること

IAS 第 39 号の要求事項は、定期的な利益の変動性を限定するために、リスク管理活動の制限をもたらしている。したがって、IFRS 第 9 号で導入された変更について、会計機能だけではなく、リスク管理の責任者もよく理解する必要がある。リスク管理方針は、これらの変更およびより長期のリスク管理決定に及ぼす影響を踏まえて、見直す必要がある。また、それらは、リスク管理、財務(treasury)および会計システム周りの計画及び決定の一部として、検討する必要がある。

リソース

要求事項の包括的な概要は、IAS Plus (www.iasplus.com) にて、新しい要求事項を議論するビデオ・ポッドキャストと合わせて、デロイトの IFRS in Focus で提供されている (http://www.tohmatsu.com/view/ja_JP/jp/services/ifrs/index.htm) 。